

令和4年11月7日

令和4年度共同利用採択者 各位

京都大学複合原子力科学研究所
所長 中島 健

(お知らせ) 入構手続き等の変更について

標記のことにつきまして、この度、構内立入制限区域が変更されることに伴い、来所時の入構手続き等が、令和4年11月12日より、下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

【11月12日以降の入構手続き】

(1) 守衛所での手続き

①共同利用による来所であること②所属③氏名を告げて、緑色の「臨時構内立入者証」を受け取り、首からかけて入構。

(2) 原子炉棟（ホットラボ）又は KUCA 棟での手続き

原子炉棟（炉室）又は KUCA 棟へ立入る利用者は、①所属②氏名③顔写真付き公的身分証明書を提示し、守衛所で交付された緑色の立入者証と引換えに、黄色の「常時（又は臨時）立入者証」を受け取り、首からかけて入室。退室の際は、再度、緑色の立入者証と交換する。

（ホットラボのみの利用者は、黄色立入者証との交換は不要です。）

※詳細は、別紙でご確認下さい。

ご不明な点等本件に関するお問合せ先
京都大学複合原子力科学研究所
共同利用掛 072-451-2312
E-mail:kyodo2312@rri.kyoto-u.ac.jp

<入構手続き>

■すべての共同利用者

- 守衛所にて利用者であること及び所属・氏名を告げて、
緑色の「臨時構内立入者証」を受け取り、首からかけて構内へ入構。



※顔写真付き公的身分証明書の提示は不要です。

また、外出の際は、守衛に立入者証を提示するだけで、その都度返却は不要です。
共同利用が終了し、最終退所する（帰る）際に返却下さい。



(構内入構後)

■「原子炉棟（炉室）」・「KUCA棟」へ入室する利用者

- ホットラボ・KUCA棟の受付で所属・氏名を告げて、
顔写真付き公的身分証明書を提示する。
緑色の立入者証と引換えに、黄色の「常時（又は臨時）立入者証」を受け取り、首からかけて入室。



※黄色の立入者証は、退室の都度返却し、緑色の立入者証と交換が必要です。再入室の際は、改めて、顔写真付き公的身分証明書を提示し、黄色立入者証と交換して下さい。

<原子炉棟と KUCA 棟の中では、常に黄色立入者証>

